



中国： 2020年「外商投資法」施行に向けて

中国ニュースレター / 2019年11月

2019年3月、全人代で可決された「外商投資法」が2020年1月より施行されます。従来の外資企業法、中外合資経営企業法、中外合作経営企業法の3法が一つにまとめられた新法となっています。

全文は以下のサイトをご参照ください。

<http://www.mofcom.gov.cn/article/difang/201903/20190302845209.shtml>

同法により、従来運用されてきた中国における外資企業の独自の規定がなくなり、会社法に沿った機関設計が適用されます（第31条）。会社法では、株主会の設置が必要となり（会社法第二節）、董事会については執行董事を1名置けば設置しないことも可能となっています（会社法第50条）。これにより重要意思決定は、董事会ではなく、株主総会で議決権の行使によって行う方法に変更されます。

また外資と現地資本で合弁企業を設立させ、中国国内において技術やノウハウを提供させてきたスキームに対し、国際社会（特に米国）に配慮する形で、技術移転を強制してはならない（第22条）という文言が入りました。技術の移転、流出の面においても一石を投じる内容となっています。

同法の施行により外資企業法、中外合資経営企業法、中外合作経営企業法の3法は廃止となります。（第42条）

猶予期間は同法施行から5年となっていますが（第42条）、これにより合弁契約や定款の修正が必要となる点についてご注意ください。また会社の新規設立においても2020年外商投資法に沿った組織を念頭に置いて行うことをお勧め致します。

ご質問やご要望がございましたら、お気軽にお問い合わせください。
なお、本稿は概要の参考に供するものであり、個別の事例に対する判断をお約束するものではありません。



コンタクト

UHY東京監査法人

出口美紀 - 研究員

Email: miki.deguchi@uhy-tokyo.or.jp

〒107-0052 東京都港区赤坂7-3-37 プラース・カナダ3F

Tel: +81 3 5410 1391 / Fax: +81 3 5410 2474

Website : www.uhy-tokyo.or.jp

